

第369回常議員会並びに第150回通常議員総会 次第

1、日 時 令和7年7月29日（火） 12時00分～

2、場 所 蒲郡商工会議所 コンベンションホールA

3、議 題

議案第 1号 常議員補充選任承認に関する件

議案第 2号 退任議員への感謝状贈呈承認に関する件

議案第 3号 令和6年度事業報告並びに収支決算承認に関する件
一般会計収支決算

（特別会計）中小企業相談所収支決算

（特別会計）会館運営収支決算

（特別会計）労働保険事務組合収支決算

（特別会計）共済事業収支決算

（特別会計）コワーキングスペース運営事業収支決算

（特別会計）一店逸品発掘事業収支決算

（特別会計）シティセールスプロジェクト収支決算書

（特別会計）退職給与積立金収支決算

（特別会計）財政調整基金積立金収支決算

（特別会計）会館営繕積立金収支決算

（特別会計）事務機器管理収支決算

（特別会計）労働保険事務組合労働保険料収支決算

貸借対照表・財産目録

議案第 4号 会員加入承認に関する件

議案第 5号 令和7年度[特別会計]中小企業相談所収支補正予算（案）

承認に関する件

議案第 6号 蒲郡商工会議所定款の改正承認に関する件

4、報告事項

（1）議員の職務を行う者の異動について

（2）顧問・参与の変更について

（3）小規模事業者経営改善資金審査委員の委嘱について

（4）令和7年度部会運営費割振額について

（5）長期ビジョン並びに第Ⅲ期アクションプランの実績について

（6）令和8年新年交礼会について

- (7) 健康経営優良法人 2025 新規認定法人について
- (8) テックスビジョン 2025 ミカワについて
- (9) GAMA LOVE FESについて
- (10) オフィスカジュアルの実施について
- (11) 第83期名人戦七番勝負・勝負グルメについて
- (12) 共済・福祉制度キャンペーンについて
- (13) 創立80周年記念式典の日程（仮）について
- (14) その他

***** 常議員会並びに通常議員総会日程 *****

- ・昼食会 12:00～12:30
- ・講演会 12:35～13:00

「アジア・アジパラ競技大会の概要」

講師： 未定 氏

- ・退任議員への感謝状贈呈式 13:05～13:10
- ・議案審議並びに報告事項 13:10～15:00

議案第1号

常議員2名補充選任について

R 7 . 7 . 2 9

退任

公大株式会社

前取締役会長

故 すずき 鈴木 たけし 岳嗣 氏

中部繊維ロープ工業協同組合

前代表理事

いなば 稲葉 たかし 隆志 氏

候補者

公大株式会社

代表取締役社長

すずき 鈴木 こうすけ 公輔 氏

中部繊維ロープ工業協同組合

代表理事

いしだ 石田 いちたろう 一太郎 氏

議案第2号

退任議員への感謝状贈呈について

R 7 . 7 . 2 9

1. 対象者

前常議員 故 鈴木 岳嗣 氏
(公大株式会社 取締役会長)
議員 H6. 4. 1～R7. 3. 24 (30年11ヵ月在任)
常議員 H13. 7. 27～R7. 3. 24 (23年7ヵ月在任)
日商会頭・蒲郡会頭感謝状

前常議員 稲葉 隆志 氏
(中部繊維ロープ工業協同組合 代表理事)
議員 H29. 6. 1～R7. 6. 25 (8年在任)
常議員 H29. 7. 26～R7. 6. 25 (7年11ヵ月在任)
日商会頭・蒲郡会頭感謝状

2. 表彰基準

- ①日本商工会議所表彰規則第2条に該当
(役員就任期間6年以上、または議員就任10年以上)
- ②蒲郡商工会議所役員・議員表彰規則第2条に該当
(役員または議員として6年以上在任)

3. 表彰時期

常議員会で承認後、次の常議員会の冒頭で表彰

4. 表彰方法

表彰状および記念品を規則第4条に基づいて贈呈

議案第4号

新入会員について

(令和7年5月24日～令和7年7月15日)

番号	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	オヴリアジャパン たきずぶれーす OVEYA JAPAN(株) taki's place(TAKI)	コチャニス アキリス	西浦町	飲食業(ピザ、ハンバーガー、アイスクリーム、かき氷)
2	かふえ えしゅぶにつく cafe ESYUPNIC	田口 淳也	御幸町	珈琲とお酒を扱うカフェ
3	かとうすいさん 加藤水産(株)	加藤 辰弥	鹿島町	鮮魚販売、漁業
4	そうこうぼう 創工房	神鳥 満	緑町	ロープ加工
5	あにあーる aniR	音部 莉菜	柏原町	ファスティングサポート、体質改善、健康サポート

下記の11件(令和7年3月12日～令和7年5月23日)につきましては、令和7年5月30日の常議員会にて承認されましたことをご報告致します。

番号	名 称	代表者名	所 在 地	業 種
1	べいくど すいーつしよっぷ リー BAKED SWEETS SHOP RE. . .	福井 香奈	豊岡町	焼き菓子の製造・販売
2	みかわおわりしまいじぎょうぶ 三河尾張しまい事業部	伊藤 一弥	形原町	遺品整理、生前整理、片付け、庭の片づけ、剪定、相談案件により対応、墓じまい、神棚じまい
3	ちゅうごくめんはんしよくどうまるなか 中国麵飯食堂マルナカ	山崎 玄	港町	中華料理(ラーメン・餃子・コース料理)
4	ぴーぴーばふおーまんす PB Performance	石田 将大	元町	フィットネスクラブ
5	おらーじゅ orage	高橋 早香	形原町	美容
6	ひなぎく hina giku	大須賀 由子	形原町	美容院
7	かべでん カベ・デン	壁谷 好久	形原町	電気工作物調査・保安全管理業務
8	いろはとよはし あさがまごおり いろは豊橋(株)ASA蒲郡	石黒 裕介	三谷北通	新聞販売業
9	ていせいびそう (株)テイセイ美装	後藤 直也	竹谷町	防水・塗装
10	くしあげさかばほていそん 串揚げ酒場ほていそん	上地 正太	元町	串カツ飲食店
11	せーふこーといんしゅあらんす まりーなしてん (株)セーフコートインシュアランス マリーナ支店	篠田 俊斉	拾石町	損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務

議案第5号

令和7年度[特別会計]中小企業相談所 収支補正予算(案)

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

蒲郡商工会議所
(単位 千円)

◎収入の部

科 目		補 予 算 額	正 当 予 算 額	初 算 額	比 較 増 減 (△印減)	備 考
款	項					
3. 委 託 金		2,900	1,200		1,700	
	2. 制度改正等の課題解決環境整備事業	1,700	0		1,700	日本商工会議所委託金
合 計		59,780	58,080		1,700	

◎支出の部

科 目			補 予 算 額	正 当 予 算 額	初 算 額	比 較 増 減 (△印減)	備 考
款	項	目					
3. 委託事業費			3,300	1,600		1,700	
	2. 制度改正等の課題 解決環境整備事業		1,700	0		1,700	
		1. 制度改正等の課題 解決環境整備事業	1,700	0		1,700	日本商工会議所委託事業
合 計			59,780	58,080		1,700	

議案第6号

蒲郡商工会議所 定款の一部改定について

1. 改定の理由

2025年6月1日に、「刑罰の「懲役」と「禁錮」を一本化し「拘禁刑」を創設する改正刑法が施行されたことに伴い、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年6月17日法律第68号）」第310条により、商工会議所法においても同旨の改正が行われたため。

合わせて、司法書士法人・行政書士法人の会員資格を明確にすると共に、「特許業務法人」から「弁理士法人」に表現を変更するため。

2. 改定時期

令和7年7月29日

3. 新旧対照表

新	旧
<p>(会員の資格)</p> <p>第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p>(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>⑩司法書士法人</p> <p>⑪税理士法人</p> <p>⑫行政書士法人</p> <p>⑬弁理士法人</p> <p>⑭産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人</p> <p>⑮地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人</p> <p>⑯地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人</p> <p>⑰地域経済の振興等に資する中間法人</p> <p>⑱まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人</p> <p>⑲観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人</p> <p>注) 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社形態であるものを除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、会員となることできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 略</p>	<p>(会員の資格)</p> <p>第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。</p> <p>(1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行う次に掲げる団体</p> <p>①～⑨ 略</p> <p>⑩税理士法人</p> <p>⑪特許業務法人</p> <p>⑫産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人</p> <p>⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人</p> <p>⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人</p> <p>⑮地域経済の振興等に資する中間法人</p> <p>⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人</p> <p>⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人</p> <p>注) 株式会社、有限会社、合資会社、合名会社形態であるものを除く。</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号の<u>1</u>に該当する者は、会員となることできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(4) 略</p>

<p>(役員の任免)</p> <p>第33条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下この条において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>(4) 略</p> <p>10 略</p>	<p>(役員の任免)</p> <p>第33条 会頭は、議員総会において、会員（会員が法人その他の団体である場合は、会員の権利を行使する1人の者。以下<u>本条</u>において同じ。）のうちから選任し、又は解任する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 次の各号の<u>1</u>に該当する者は、役員になることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過するまでの者</p> <p>(4) 略</p> <p>10 略</p>
<p>附 則</p> <p>(実施の時期)</p> <p>1 第10条（会員の資格）、第33条（役員の任免）の改正規定は、令和7年7月29日から実施する。</p>	